

令和6年6月14日

1. 出席議員

議長	吉川里己
1 番	古賀珠理
3 番	毛利清彦
5 番	江口康成
7 番	朝長勇
9 番	上田雄一
11 番	山口幸二
13 番	石橋敏伸
17 番	山口昌宏
19 番	杉原豊喜

副議長	松尾初秋
2 番	山崎健
4 番	中山稔
6 番	吉原新司
8 番	豊村貴司
10 番	古川盛義
12 番	池田大生
15 番	末藤正幸
18 番	牟田勝浩
20 番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	江上新治
次 長	奥幹久
議事係 長	草場章徳
議事係 員	佐々野理子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	北	川	政	次
教	育	長	松	尾	文	雄
総	務	部	秋	月	義	則
総	務	部	黒	尾	聖	洋
企	画	部	松	尾	謙	一
企	画	部	山	北		太
営	業	部	山	崎	正	和
営	業	部	佐々	木	征	夫
福	祉	部	後	藤	英	明
福	祉	部	馬	場	真	嗣
こ	ど	も	古	賀	龍	一
こ	ど	も	野	口	幸	郎
ま	ち	づ	庭	木		未
ま	ち	づ	弦	卷	一	淳
総	務	課	古	田	香	寿
企	画	政	小	柳	真	代
財	政	課	藤	井	喜	一
会	計	管	田	中	祐	友
選	挙	管	山	田	英	紀
監	査	委	前	田		昭
農	業	委	木	村	明	実
		員				美
		会				
		事				
		務				
		局				
		長				

議 事 日 程 第 5 号

6月14日（金）10時開議

日程第1	第44号議案	武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第2	第45号議案	武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第3	第46号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について (質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第4	第47号議案	損害賠償の額の決定及び和解について (質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第5	第49号議案	令和6年度武雄市一般会計補正予算（第2回） (質疑・所管常任委員会分割付託)
日程第6	第50号議案	令和6年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回） (質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第7	第51号議案	令和6年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回） (質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第8	第52号議案	袴野地区地すべり対策工事（その1）請負契約の締結について (質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第9	第53号議案	袴野地区地すべり対策工事（その2）請負契約の締結について (質疑・産業建設常任委員会付託)
日程第10	報告第3号	令和5年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (質疑)
日程第11	報告第4号	令和5年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について (質疑)
日程第12	報告第5号	令和5年度武雄市給湯事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について (質疑)
日程第13	報告第6号	令和5年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について (質疑)
日程第14	報告第7号	令和5年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

		(質疑)
日程第15	報告第8号	令和5年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
		(質疑)
日程第16	報告第9号	令和5年度武雄市土地開発公社事業報告について
		(質疑)
日程第17	報告第10号	令和5年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告について
		(質疑)
日程第18	意見書第2号	破損した太陽光パネルの危険性を国民に周知することを求める意見書(案)
		(趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託)

開 議 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き会議を開きます。

市長から提出されました第52号議案、第53号議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 第44号議案

日程第1. 第44号議案 武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第44号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第2 第45号議案

日程第2. 第45号議案 武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第45号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第46号議案

日程第3. 第46号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

第46号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

質疑通告していませんけれど。

現行の資格証の廃止とマイナ保険証への移行の問題であります。資格証のこれまでの発行枚数の人数と、マイナ保険証の現在の取得数、マイナンバーカードをお持ちでない人、この対象になる人の数字を示していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉川里己君）

馬場福祉部理事

○馬場福祉部理事〔登壇〕

おはようございます。今、御質問あった件ですが、すみませんが、通告を受けておりませんので、手元にデータを持ち合わせておりません。後だってお示ししたいと思います。

○議長（吉川里己君）

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

重要な案件ですので、質疑通告なかったでも用意してほしいということを議長に申し上げておきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（吉川里己君）

静かに。

今、20番江原議員がおっしゃいましたけれども、武雄市議会申し合わせ事項におきましては、提出されている議案の審議については大綱質疑をすると、そして詳細については委員会で審議をするということになっておりますので、もし、細かい数字を求められるのであれば事前に、通告制になっておりますので、ぜひ通告をしていただきますよう、指導をしておきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第47号議案

日程第4. 第47号議案 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

第47号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第49号議案

日程第5. 第49号議案 令和6年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

第49号議案に対する質疑を開始します。

本議案については、3名の議員より質疑の通告がっておりますので、まずこれを通告順に許可したいと思います。

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

通告をしておりました2項目について、合わせて3点質問をさせていただきます。

まず、債務負担行為の大学施設整備費補助金についてですが、20年間で約2億円の用地貸付料など補助金支出に関する条件について、旭学園さんとの契約内容が決まっているのかどうか。将来のインフレとか、早期撤退時の条件なども含めて決まっていればその概要、また、決まっていなければ、いつ決まるのかお尋ねいたします。

あと1項目は、4款1項2目. 予防費について。

まず、使用されるワクチンについてですけれども、自己増殖型のレプリコンワクチンという新しいタイプのワクチンが世界で最初に日本で実用化されることになっているようで、さらなる健康被害を懸念する専門家もいらっしゃるようです。

ということで、使用するワクチンの種類が決まっているのか。決まっていればその種類、名称をお尋ねします。

もう一点は、接種費用についてですが、1回当たりの費用が1万5,300円程度、当初見込みの7,000円から8,300円値上がりしていると伺っています。

これがワクチンの値上がりによるものだとするれば、ワクチンの単価が以前の3倍、約1万円程度になるのではないかと思います。実際のところ接種費用に占めるワクチンの薬剤費は幾らになるのか、以上3点お尋ねいたします。

○議長（吉川里己君）

小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。大学については、私からお答えをいたします。

今回、債務負担行為でお願いしています補助金につきましては、補助金の支出には補助金等交付規則というのがそもそもありますけれども、それだけではなく、予算成立後に市で補

助金交付要綱を作成いたします。その要綱の中では、文部科学大臣による大学の設置認可がなされていることというのを交付の条件として付す予定であります。

用地につきましては、特別委員会でも御説明をしておりますけれども、本年度の契約日から学生がそろそろ、いわゆる完成年度の 2030 年 3 月までを無償に、そしてその後、2051 年 3 月までを有償で貸付を行うことに関する契約を、旭学園が大学設置認可申請を提出するまでに締結したいと考えております。

先ほど、インフレ等々お話ありましたけれども、市におきましては、様々なリスクに対しましても、他市の前例などを参考にするなどによって、要綱の作成等をする間に学園側と協議をしてみたいと考えております。

○議長（吉川里己君）

馬場福祉部理事

○馬場福祉部理事〔登壇〕

御質問がありましたワクチンの種類の件ですが、厚生労働省ホームページによりますと、メッセンジャーRNAワクチン、組換えタンパクワクチンが国内外で承認を受けているとのことであります。

国による自治体説明会では、秋冬用ワクチンについては、最新のWHOの推奨株を用いることを基本にされており、現時点ではメーカーや種類は示されておりません。

1 万 5,300 円程度の接種費用については、国の自治体説明会で示されている費用でありまして、そのうちワクチン薬剤費は 1 万 1,600 円程度との説明を受けております。

○議長（吉川里己君）

18 番 牟田勝浩

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

3 点ほどお伺いします。

まず、1 点目ですけれども、今度の債務負担行為、19 億円。

これは、私が覚えている限りでは、補助金としては最高額ですよね。契約金額とかなんとかというのは多々ありましたけれども、補助金としての支出はこれが一番高いと思います。

単独でやられると。単独というか、やられるということで。

まず、1 つ目、アンケート。

その学校に入学するかどうかというこのアンケートがありました。

さきの委員会では、60 名が大学を受ける、そして、かつ、60 名は入学しますという委員会での説明がありました。70 やったかな。

その後、2 日後に開かれた 1 階での公式な説明会では 100 に上がっていました。

そういう中で我々は、この議案の採決の大きな要因であるアンケート数、つまり、大学の需要というのがどれぐらいあるかという目安をきちんと図りたいので、随時、採決の日まで、

このアンケート数を我々の下に届けることが可能かどうか、これを第1点目の質問にしたいと思います。

2点目、先ほど市長がおっしゃいました、補助金要綱、一番冒頭で言いました、武雄市にとって、今まで、私も覚えている限りでは最大の補助金。これが、例えば契約とか支援金だとまた別かもしれませんけども。

そして、先ほど市長はよその事例をということで言われましたけども、これはもう市の単独で補助金要綱というのはつくれるんですね。

よそを参考にしながらできると思いますけれども、その補助金要綱の中にいろんなことを、考え得る限り入れていただきたい。

やっぱり、みんなが心配している継続ですね、継続の分。

最低何年は、最低って、これはおかしいですけども、そういうふうな、要項の中にいろんな条件を加えることができるのか。

私はできると思いますけども、基本的な他市の例をならった要綱、そして、市単独でできる。

例えば金の話。

銀行さんからお金を借りて運営しますと。

そういう中で、銀行というのは必ず担保物権というのを必要とするんですね。

例えば今度造るところの部分は担保に入らないとか、そういう要綱も入れなきゃいけないかもしれない。

それと、市長が説明会で、モニターに文字で書かれていたんですけども、「今度武雄にできる大学の教育では反日教育はしない」ということをおっしゃっていました。

そういう部分もきちんと入れられるのか。

今、例えばの話をしています。

それともう一つは、留学生。これも物すごく市民の方々が心配されている部分です。

例えばある大学では留学生の2割がもう行方不明になっている。多いところでは、トータルでいうと1万人以上の留学生が行方不明になっている、行方知れずになっている。

そういうところも、留学生の管理はきちんとすることとか、そういうことを要綱に入れられるかどうか。

そういう様々な、要綱というのは、市で今度につくることができます。国からの流れの補助金ではありません。

ですから、そういうことができるかどうか、これが2点目。

3点目はいつも特別委員会のときに私が質問している。我々は貸借対照表をいただきました、大学の。貸借対照表をいただいて、こういう財政ですよというのを聞きました。

そういう中で、貸借対照表というのは、その日の部分のやつです。

ですから、損益計算書、そして決算書、さらにグループの連結決算書、そういうのを見て判断していますかというのをいつも聞いています。

今回、こういう予算が出てきました。

市民の方々がやっぱりもう一つ心配するのは、体力があるのかというところを心配されています。我々もそう思って、私も質問をしてきました。

ですから、今度これが出たということは、今言った3つの決算書等を含むものを見て、この金額でもうできると市が担保して、この金額を出されたのか。

以上、3点をお伺いしたいと思います。

○議長（吉川里己君）

小松市長

○小松市長〔登壇〕

まず、1点目のアンケートについてです。

牟田議員おっしゃるように、やはり認可申請をするために必要なのは、しっかりと学生が確保されているかどうか、それがデータで出ているかどうか、これが認可申請に当たっての非常に重要なポイントであるというふうに思っています。

前回から比べて最新の情報として、アンケートについて、現在、集計の段階ではありますがけれども、武雄アジア大学を第1志望として受験をする、かつ、合格したら入学するという回答をした生徒数につきましては、認可申請に必要といわれております入学定員を超えたというふうに、最新の情報として連絡があっているところであります。

2点目ですけれども、様々な御懸念はこれまでも特別委員会等を通していただいております。私も同じように感じる場所もございます。

いただいている様々な御指摘につきましては、様々なリスクを想定して、市民が損害を被ることがないように、旭学園と協議をして文書を交わすなどの対応をしております。

3点目ですけれども、この点も、体力があるかというところも大変大事であります。

旭学園の令和5年度の事業実績、決算関係書類については市で確認をしております、例えば特定資産や現金預金で16億円が確かに確保されているなどを確認しているところであります。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

49号議案に対して、何点かお伺いをさせていただきます。

まず初めに、第2表の債務負担行為、大学のやつと放課後児童クラブのほうが上がっています。

大学のほうは、私、総務委員会なのでお聞きしませんが、そもそも債務負担行為という財

政の措置ですね、この行為について、債務負担行為というのはどういうことなのか、まず、これを御説明いただきたい。

そして、次に、その債務負担行為の放課後児童クラブ運営業務委託料、これについて、昨年9月でしたっけ、放課後児童クラブの利用料改定の条例改正がありました。

令和5年度の運営費ベースでいけば1億8,871万6,000円なんですね。令和6年度の運営費見込額でいけば1億9,644万8,000円。令和6年度の分は利用料が上がった見込額かなと予想しておりますけれども、これからいって、令和7年から9年度の平均額の見込でいって2億5,869万1,000円なんですね。

幅が、1億9,000万円から2億5,000万円とあるんですが、かなり余裕があるのかなと思っております。

私、今回懸念しているのは、委託をして、利用料が上がったりすることがなくいけるのか、そして、また、場所ですね。これまでどおりの場所でやっていくのか。

これまでだったら公営だったので、経費ですね。電気料とかいろんな経費が直営でよかったと思いますが、これが委託業者のほうにいくのか。

そして職員の方々の待遇ですね。これについては、今、直営でやっているの、会計年度任用職員制度というものが当てはまっていると思います。委託になった場合、この職員の方々の待遇がどうなるのかお尋ねをいたします。

次に、予算書16ページ、2款2項1目12節の委託料ですね。

共創モデル実証運行業務委託料、そして、モビリティ人材育成業務委託料の、この委託をする目的と事業内容ですね。

そして、この中で国庫支出金が2,696万円と出ております。次に、一般財源が1,104万3,000円投入されています。

これは国の実証実験のモデル事業であって、一般財源が投入される理由をまずお尋ねをいたします。

この共創モデル実証運行業務委託料という、この事業自体がライドシェアの運行実証のかなと思っておりますが、これの導入経緯についてお尋ねをいたします。

次に、これまで、地域公共交通会議との関連ですね。

2月にこの会議がありました。これまでも数回あっておりますが、昨年9月、12月とライドシェアの件、一般質問があったと思います。

2月の段階では、このライドシェアの話は一切この会議の中では出ておりません。3月の一般質問でも出ましたが、答弁としては、すぐ取り組むことがないという答弁をいただいた中、率先して手を上げることはないという答弁だったと思います。

これが今回、6月になって唐突に上がってきた。

この導入経緯についてと、地域公共交通会議の中で話が出なかったですよ。

ここを出してきたこの関連をお尋ねいたします。

そして、昨年 の 12 月の一般質問の後、たしか、市民の方か誰か分かりませんが、要請書が出たと思います。回答もされています。

この質問と要請書と回答書のあった中で、3 月の一般質問がありました、この関連についてお尋ねをさせていただきます。

そして、参考資料のほうにはコンビニ体験ツアーというものがあったんですが、予算書のほうですとコンビニ体験ツアーという部分がなかなか見当たらなかったの、これはどこに入っていて、体験ツアーということなので、どういう事業をされるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉川里己君）

秋月総務部長

○秋月総務部長〔登壇〕

おはようございます。まず、第 1 点目の債務負担行為についてですけども、これは地方自治法第 214 条に規定をされております。

歳出予算は、会計年度独立の原則によってその年度に限って使用できるものであり、予算の裏づけなしに支出負担行為、契約等はできません。

しかし、複数年度にわたる契約など 1 会計年度で完結できない場合に、翌年度以降の契約などを可能にするため、具体的な事業名と期間について、議決を経て、翌年度以降の予算の約束を取り付けるもの、これを債務負担行為といわれています。

○議長（吉川里己君）

古賀こども教育部長

○古賀こども教育部長〔登壇〕

放課後児童クラブに関する御質問の部分でございます。

まず、1 点目でございますが、利用料についてでございます。

利用料につきましては、今後、民間委託による利用料での値上げという部分につきましては、現時点では考えておりません。

それと、2 番目の、場所でございますが、場所につきましては、今、実際に利用されている場所を活用していただくというふうに考えております。

職員の待遇ということで、現在の支援員の待遇ということでございますけども、基本的に継続して雇用をしていただけるように、これについては仕様書のほうに記載する予定でございます。

○議長（吉川里己君）

庭木まちづくり部長

○庭木まちづくり部長〔登壇〕

おはようございます。まず、私のほうからはライドシェアの実証実験全般について、御質

問に対してお答えいたしたいと思います。

まず、1点目の、共創モデル実証運行事業につきましては、新幹線開業やコロナ収束によります観光客の増加、タクシー不足などにより、時間帯によっては公共交通空白地域となっている状況でございます。

市民や観光客の移動手段の一つとして、ライドシェアの実証実験に取り組み、その効果検証を行うものであります。

2つ目の、モビリティ人材育成事業の内容につきましてでございますが、地域の変化に応じた地域公共交通体系の見直しが必要であり、これは武雄市だけの課題だけではなく、近隣地帯においても同様であるため、嬉野市、大町町と地域間で連携しながら、区長さんなどの地域の代表者や交通事業者、福祉事業者など、公共交通に関連する様々な立場の方々を対象として、地域交通をコーディネートできる人材を育成し、持続可能な地域交通の在り方を検討するものでございます。

また、今年度策定いたします地域公共交通計画にも、本事業で得た意見を反映していきたいと考えております。

2点目の、一般財源が計上されているその理由ということでございますが、モビリティ人材育成事業につきましては、補助対象事業費の全額が補助でございますが、共創モデル実証運行事業につきましては、補助対象事業費の500万円以下は全額補助、500万円を超える部分は補助率3分の2となっているため、500万円を超える部分の3分の1が一般財源として必要となります。

3点目の、必要となる部分につきましては、先ほど申しましたとおり、新幹線開業やコロナ収束によります観光客の増加に対しましてタクシー不足等が発生しておりますので、そこを補うためにも何が必要なのかということで、一つの手法としてライドシェアを検討していきたいということで考えております。

それから、4点目の、地域公共交通会議においてライドシェアの話は出なかったのか、その理由ということでございますが、令和6年2月時点、地域公共交通会議を開いた際には、まだまだ先進自治体や国の補助金について調査・研究を行っている状況だったために、地域公共交通会議には上げておりません。

また、要望書等につきましては、当然、市民や各種団体から要望書や要請書が出されたこともありまして、取り組む要因の一因ではありますけど、これにつきましては、以前からライドシェアの研究、調査を行っておりまして、今回、国の補助制度を活用することになったために、市民や観光客の移動手段の一つとして、ライドシェアの調査や実証実験に取り組むものでございます。

以上でございます。

○議長（吉川里己君）

馬場福祉部理事

○馬場福祉部理事〔登壇〕

コンビニ交付体験ツアーに関してですが、現在、コンビニと同じ端末機を市役所に設置しております。

それを使用しまして、職員と一緒にマイナンバーカードを使って実際に体験いただくことで、コンビニ交付の簡単さや便利さを実感していただきたいと考えております。

同時に、7月1日からのコンビニ交付手数料100円の周知も兼ねております。

5名以上の団体を対象としまして、マイクロバスなどで送迎を考えております。

予算についてですが、17ページの2款4項1目、戸籍住民基本台帳費のところ、消耗品費と手数料を5万1,000円計上しております。

消耗品は体験ツアーや手数料100円の周知のチラシ用で、手数料については、通常、コンビニ交付の発行時に必要な手数料をツアーでは無料で御体験いただけるよう、市が負担する形で計上をしております。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

再度お聞きします。

放課後児童クラブのほうですね、現時点では利用料の改定は考えていないということですが、物価の問題もあって、その考える時期が来るときもあるかも分かりませんが、なかなかやはり負担というものが増えていくのは、子育ての中で大きな負担となってくるので、そこは重々重く検討していただくことと、そして、仕様書のほうにもこれは、放課後児童クラブの民間委託ということで職員さんの処遇も変わってまいります。

その中で質が上がっていくように、仕様書のほうにもしっかりと明記をしていただくことをまず、言っておきます。できるか、できないか、そこですね。

○議長（吉川里己君）

すみません、質問者、質疑をお願いいたします。

要望はなしで。

○12番（池田大生君）（続）

今、そこは、できるかできないかということで、お尋ねをさせていただきました。

○議長（吉川里己君）

続けてください。

○12番（池田大生君）（続）

申し訳ございません。

次に、ライドシェアの分ですね。

ライドシェアの分については、地域公共交通の中で空白地帯を埋めるとかなんとか。私もこのライドシェアについては、全く否定するものでもありませんが、必要な部分は必要な分と思っております。

しかし、既存の事業者とかいろんな運送事業者とかもある中に、ここはやはり、しっかりと協議をしながら進めていくということで答弁をされていたので、しっかりやっつけていかれるのかなと、公共交通会議の中でも出てくるのかなと思いつつ見守ってきたところであります。

さきの、この地域の足、これをつくっていくためには必要なことだと思っておりますが、大きな方針転換じゃなかったのかなと思うんですよ。

〔18 番「そうだ」〕

○12 番（池田大生君）（続）

3 月の議会のときも、やはりほかの地区のことも考えてやってくれという質問も出ていました。

その中で、大きな方針転換に至ったのはなぜなのか。

これですね、一般質問の中で、その市民有志の会の要請書を手に入れましたという質問が、しっかり議事録に残っています。手に入れられたということで、私、これが上がってきて、取ったんですよ、この定例会前にですね。

詳細は申し上げませんが、回答によっては SNS にアップするような文言も書かれています。そして、この中では、12 月の答弁を修正せろということで書いてあるんですよ。

それを受けて 3 月の質問をする。

これが何か政治的な圧力とか、また、SNS による攻撃発信ですね、こういうものが影響したのか、そこについてお尋ねをいたします。

○議長（吉川里己君）

古賀こども教育部長

○古賀こども教育部長〔登壇〕

まずは放課後児童クラブの件でございますが、先ほど答弁の中で、雇用につきましては継続をするということでございますけれども、処遇につきましても、現処遇を最低限ということでお願いする旨を考えているところでございます。

また、校務の質の低下等の懸念でございますが、民間事業者の様々なノウハウを活用することで、子供たちの遊びや生活体験の充実、支援員の安定的な確保など、放課後児童クラブのさらなる質の向上になるものというふうに期待をしているところでございます。

○議長（吉川里己君）

庭木まちづくり部長

○庭木まちづくり部長〔登壇〕

議員御質問にお答えいたします。

私の12月と3月議会の一般質問の答弁でございますが、まず、12月議会につきましては、私のほうから確かに、「先行事例として取り組むことはありません」というような答弁をしております。3月議会におきましては、私のほうから、それから、市長のほうから「国の補助金などを活用して調査を始めたい、進めていきたい、取り組んでいきたい」ということで申しております。

そういった中で、2月に市民団体からの要望書、3月に各種団体からの要請書を受け取っております。

確かに、先ほども答弁いたしましたとおり、要望書等もありましたので、3月議会の答弁に合わせまして取り組んでいきたい、その折に国の補助金も出ましたので、それを活用していきたいということで今回上げております。

先ほど御指摘いただきました、圧力等によって方針転換を行ったという経緯ではございません。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

それと、事業についてしっかり議論していくことは大事だと思っているんですよ。

今回、いろんな流れを見て、SNSで個人攻撃があっている。これを看過できないんですよ。

これをやはり——弱いとは言いません。議会も、我々、政治家が個人攻撃を受けるのはいいですよ。職員さんがそういう行為を受けないように、ここは市長、事業を進める上で、個人攻撃がなされた場合、しっかりと強い立場で、そこは対抗していくと——これはライドシェアに関連していることですからね。

そこを伺います。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員に申し上げます。

ここは議案審議でございます。

議案の質疑に、本質に関わる部分についての質疑でございますので、先ほどのSNSの件については少し外れておりますので、この部分については質疑の項目から削除したいと思います。

ほかにございませんか。

8番豊村議員

○8番（豊村貴司君）〔登壇〕

大学に関する債務負担行為の件で、ちょっとお伺いします。

先ほども様々なリスクを想定してということはありませんでしたが、私も3月議会でも、「うまくいかなかったときのことを考えておかないといけない」ということを言いましたが、ちょっと幾つか質問をしながら確認をさせていただきます。

3月議会でもちょっと質問したことでもあるんですが、市としては、認可が下りなかったときは解体して更地にしてもらうということも明言をされています。

3月議会のときは、それをいつするのかというのは、認可が下りなかったときに協議しますということだったんですが、やっぱり建設に入る前に、申請前にはやっぱり決めておくべきではないかというふうに思っております。

その点、どう考えるかというのがありますし、その際のコストなんですけれども、もし認可が下りなかったら、武雄市も県も予算を執行しないということになります。ということは、認可申請したら建物を建てないといけないので、建てた分の予算、総事業費、運営費を抜いた総事業費は約30億円といわれていますけれども、その分と、解体費用というのが全部学校法人側にかかってきます。

実際、現実どうなのかなというふうに思うところはあるんですが、その辺の見込みを市としてどのように考えているのかというところをお伺いします。

次なんですけれども、これもいろいろ私も述べてきたところなんですけれども、予算議案として今回提案されたタイミングですね。

先ほどもアンケートのことがありましたけれども、特別委員会で7月上旬にアンケート結果が整理されて、出せますということでしたが、文科省の審査では、やはりアンケートのこと、財務状況というところが重要になるという中で、そういったところがしっかり整理された形で、議会にも資料として提出されてから予算提案というのが、筋としてはあるんじゃないかなというふうに思っています。

なぜ6月議会にこだわるのかというところで、例えばそれが成立された後に臨時議会を開いて、予算提案とか、そういうことが考えられなかったのかということと、6月議会に提案しようとしたのは市の考えでしたのか、学校法人からの要望なのかというところを思います。

それと、予算の提案に関して、今回もですけれども、ほかの予算議案とちょっと抱き合わせになっていますので、今回の大学の分は特別委員会も設置されたようなことでもあるので、単独ですべきではなかったかなと思うところであります。

この点についての考えをお伺いしたいと思います。

そして、最後ですけれども、5月23日に市役所1階の市民ホールで説明会がありました。市民の方もですが、市役所も部長さん、課長さんたち、たくさん来られていましたが、市長もそのとき登壇をされて、説明をされました。

思ったのは、その後に、市長からSNS等での発信があるんじゃないかと思っていたのですが、何もなかったのが、その点ちょっと違和感があったのですが、一番引っ張る立場の市

長が、やはり、情報を発信されなかったこと、この点なぜなんだろうかというところをお伺いします。

○議長（吉川里己君）

小松市長

○小松市長〔登壇〕

まず、1点目の認可が下りなかったときというお話ですけれども、まず、もう議員の皆さんも御承知のとおり、普通であれば、認可が下りた後に建物の建設に着工すると、これが何となく一般的な考えだと思うんですけれども、こと、大学設置については、戦後、これは例外なく認可申請をすると同時に建物を着工して、そして、建物の進み具合もその中の審査に入るという、そういった少し、ちょっと流れが違う。ただ、これは戦後、例外なくそのように進められてきたというのが少し特殊であるということでもあります。

その中で、認可が下りなかったときの解体については、これまで特別委員会でも申し上げておりました。

一般的な原則としては、やはり解体をして更地にするというのは原則ですけれども、一方で、例えば認可が仮に下りなかった場合に、その改善点を改善すれば再チャレンジをするという可能性もここはございますので、そういう意味で、事前に解体をするという約束をするということはなかなか難しいのではないかというふうに思っています。

また、解体費用と建設費、全て学校法人が負担をすることになるんじゃないかということですが、その数字について、我々としては、今、根拠は持ち合わせてはおりません。

先ほど申し上げましたとおり、認可が下りなかった場合に、旭学園が、そういった改めて再チャレンジするのか、あるいは断念して建物を解体するのか、あるいはそれ以外にどうするのか、このあたりについては、市民に損害を与えないように、旭学園としっかり協議をしていきたいと考えております。

そして、2点目ですけれども、なぜ6月議会なのかというところですが、以前からも特別委員会などで、これまでも6月議会での予算計上というふうに説明をしてきました。10月に文部科学省に認可申請をします。

認可申請をする手前では、やはり資金計画を含めて、膨大な量の申請書の準備が必要となります。その準備期間を考えると、今6月議会がタイムリミットであるというふうに考えております。

アンケートについては先ほど申し上げましたとおり、集計中にはありますけれども、定員を満たすだけの人数が確保できているというふうにもあります。

この6月議会についてはタイムリミットだと考えておりますので、ぜひ議会のほうでも御議論いただければと思っております。

最後ですけれども、SNSの発信についてですけれども、これにつきましては、その説明

会の様子については、市の公式SNSでその様子については掲載をしておりますので、個人でのSNSの発信はしていない状況であります。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

1 回目の質問で3つ。

1 つは、支援金として、土地開発基金と合併振興基金を取り崩して充てるとされておりますので、この土地開発基金について。

第2条で、「基金の額は、2億5,000万円とする」と。その他、第2、第3項があるんですが、この土地開発基金とこの設置の目的は、第1条に「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、武雄市土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する」と示されて、第3条第2項に、「市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない」と示されているわけですので。

私、これ、条例を見ると、この大学の支援に充てる基金に該当するのかと。私はしないと。

だから、ここから基金を取り崩すことは条例違反だと申し上げたいんです。

そして、この間、土地開発基金の合併時は2億9,276万6,000円積み立てられておりました。その間ずっと増えていって、現在8億6,600万3,000円と。

それを6億円を取り崩すということですから、この間2億5,000万円以上、ずっと取り組んできた目的に対して、どういう目的があるから積立ててきたのか、その内容をお示してください。

この設置目的とこの間の経緯、この公共用に供する土地のため、その中身をお尋ねしたいと、1点。

2点目は、国への補助金申請の経過がありまして、5月21日、1億円の、国からの支援目的の補助の名称、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創成拠点整備タイプ）を、補助額5億円を申請されたわけです。3月末に内示予定ということでしたが、それが不採択というふうにされたわけですね。

そのときの報道によりますと、私、びっくりしたんですよ。

大学設置支援室の担当者は、2次募集実施の正式な連絡は受けていないが、例年実施されているので準備を進めていくと。そして、議員宛てのメールが届いたわけです。再提出に向けた準備を進めますと。

そして、そのときの翌日の報道で補助金の不採択について、開学担当の今村正治佐賀女子短期……

○議長（吉川里己君）

質問者に申し上げます。

一般質問ではなくて、質疑をお願いいたします。

○20 番（江原一雄君）（続）

質疑です。だから。

この補助金ありきで進めているわけではないので、準備に変更はないと。

だから、5 億円の補助金申請がなくなっても、別に。

○議長（吉川里己君）

質疑をお願いいたします。

○20 番（江原一雄君）（続）

「変更はない」というコメントをされているわけですよ。

だから、私はこの、武雄市が再提出に向けた準備を進めると、私ども議員にメールを送られたときに、今村学長も補助金を再度申請する機会があればと言われているわけですから、誰でもこのメールが来たら、再申請をするものだと思っているわけですよ。

私は、だから、5 億円の不採択の理由を一般質問で昨日言いましたけど、再提出に向けた準備というのは再申請をするためでしょう。

これが3月、通知が来たときです。

5月21日の特別委員会で断念を決めましたと言われました。

その約2か月……

○議長（吉川里己君）

20 番江原議員、発言を止めてください

〔20 番「いいじゃない」〕

この場は一般質問の場ではありませんので、自分の意見ではなくて、今、提案されている議案に対して、中身に対して質疑をしてください。お願いいたします。

もう3回目でございますので、注意をさせていただきます。

〔20 番「おかしいよ。おかしいって」〕（発言する者あり）

〔20 番「議会のあなたたちがおかしいと」〕（発言する者あり）

質問を続けてください。

〔20 番「それは武雄市議会の運営がおかしいと」〕（発言する者あり）

質問を続けてください。

○20 番（江原一雄君）（続）

私は、だから、5 億円を武雄市が国に申請する、断念した経過を聞いているんですよ。

〔17 番「いや、こいは関係なかろうが、もう」〕

○20 番（江原一雄君）（続）

関係あるくさいね。（発言する者あり）私は、この債務負担行為に 19 億 5,000 万円出ているわけでしょう。その中身の問題を聞いているわけですから。何が駄目。

中身を聞いているんですよ、経過も踏まえて、議案審議として。（発言する者あり）

○議長（吉川里己君）

質問者、質疑の中身は分かりましたので、次の質疑に入ってください。

〔20 番「いや、だから、この再提出に向けた準備を進めますと言われたので」〕

質問者の思いはもう結構です。

十分分かっておられますので、次の質疑に入ってください。

○20 番（江原一雄君）（続）

じゃあ答弁してください。2 点目の答弁してください。

次、3 点目言いますから。

再提出と再申請、この違いを明確に答えてください。

3 点目は、私はこの間の、約 1 年半の経過、市長が先ほど言われました、この約 1 年半の、この大学発表が昨年の 2 月 13 日、全員協議会が開かれましたよね。それで私ども議員も市民も分かったわけです。

その分かる前の、一昨年の 12 月 1 日に内田理事長が申入れに来られたと、そういう経過がずっとありましたよね。

そういうときに、13 億円、特別委員会の第 5 回の審議のときに発表されました。

○議長（吉川里己君）

20 番、質問者に申し上げます。

この議案審議は——武雄市議会の申し合わせ事項の中で、委員会付託にする議案については、この質疑は大綱質疑とすると。そしてまた、詳細については委員会で御議論いただくというふうなことでなっております。

20 番江原議員も所管の担当の委員でございますので、細かい内容については、そちらのほうでお尋ねをいただきたいというふうに思います。大綱質疑でお願いいたします。

そして、また、一般質問に当たるような自分の私見は述べないようにお願いいたします。

○20 番（江原一雄君）（続）

3 点目のね、私言いました、その 13 億円の根拠。

先ほど土地開発基金と合併振興基金の問題——最初、1 番目、土地開発基金の問題言いましたよね、6 億円の出資の正当性のこと。

2 点目は、いわゆる再提出に向けた準備を進めますと。

これは誰でもね、再申請をするものだというふうに思って——その断念を 5 月 21 日にされたじゃないですか。（発言する者あり）その 2 か月の経過をちゃんと議会に説明するべきですよ。

〔18 番「意見の主張ね、今はね」〕

○20 番（江原一雄君）（続）

これは予算に絡んで……。

○議長（吉川里己君）

20 番江原議員、質疑の内容は確認取れましたので、質疑をとどめてください。

答弁をさせます。

〔20 番「まず、答弁をください。」〕

○議長（吉川里己君）

小松市長

○小松市長〔登壇〕

まず、1 点目の土地開発基金の件であります。

議員も御承知だと思いますけれども、基金には、積立基金と運用基金というのがあります。

積立基金というのは特定の目的のために積み上げて、それに対して使うものです。

運用基金はそうではありません。そういう制限はございません。

土地開発基金は運用基金であって、運用基金である土地開発基金を活用するのは法令違反ではないということは法制執務でも確認をしておりますし、県内のほかの自治体でも前例があるところであります。

2 点目のデジ田の交付金ですけれども、我々も再申請を考えておりました。

もともと、デジタル田園都市国家構想交付金は、公の施設に対する交付というふうになっていたんですけれども、公の施設でなくても、それが民間であっても、市と協定を結んだところには交付ができるという例外的な規定があったので、我々もじゃあチャレンジしようということでやりましたけれども、その後、内閣府からも連絡、いろいろやり取りの中で、令和 6 年度はさらに要件が厳しくなって、公の施設でないと基本的には交付は認められませんと、非常に交付の可能性は低いですよという話がありましたので、私たちとしても、それを受けて断念をしたということであります。

この件については、特別委員会でも既に御説明をしております。

3 点目の 13 億円の根拠ですけれども、これについては、小城市が西九州大学看護学部を誘致したときのスキーム、補助率などをそのまま、それを参考にして、確かな根拠を持って積み上げた数字だというふうに我々は考えております。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔20 番「議長」〕

20 番江原議員は担当の所管の委員会がございますので、そちらのほうで詳細な質疑をお願いいたします。

〔20 番「議長、3 回できるわけでしょう」〕

大綱質疑をお願いいたします。20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

今、市長の答弁で、国の補助金申請を断念された。国から3月不採択の理由が来た後、国から令和6年度、審査が厳しくなりましたと、変更になりましたと。それはいつだったんですか。（発言する者あり）

○議長（吉川里己君）

庭木まちづくり部長

○庭木まちづくり部長〔登壇〕

一旦不採択になったことにつきましては、二次募集が6月3日締め締め切りとなっておりますので、その前までの打合せの中で、年度当初のほうになっております。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第6 第50号議案

日程第6．第50号議案 令和6年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

第50号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第51号議案

日程第7．第51号議案 令和6年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

第51号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8・第9 第52号議案・第53号議案

日程第 8. 第 52 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 1）請負契約の締結について
及び日程第 9. 第 53 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 2）請負契約の締結について
の 2 議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。山崎営業部長

○山崎営業部長〔登壇〕

おはようございます。第 52 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 1）請負契約の締結についてと第 53 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 2）請負契約の締結についての 2 議案について補足説明を申し上げます。

本 2 議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案書（その 2）の 3 ページを御覧ください。

第 52 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 1）につきましては、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った 2 つの企業体を指名し、5 月 30 日に入札を行っております。

その結果、石丸建設・松尾一建工業・国土防災技術特定建設工事共同企業体が、消費税を含め 5 億 820 万円で落札され、6 月 5 日付で仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。

工事の内容につきましては、地滑り工事の下部エリアに当たり、排水対策がメインの工事となり、対策工事の範囲は約 3 ヘクタールとなっております。

議案資料の 2 ページに変更土地利用計画図、3 ページに計画平面図、4 ページに工事分割平面図、5 ページに仮契約書の写しを添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案書（その 2）の 5 ページを御覧ください。

第 53 号議案 袴野地区地すべり対策工事（その 2）につきましても、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札とし、参加資格の申請を行った 2 つの企業体を指名し、5 月 30 日に入札を行っております。

山崎・日本建設技術特定建設共同企業体が、消費税を含め 3 億 2,780 万円で落札され、6 月 5 日付で仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっており、工事の内容につきましても、地滑り地区の上部エリアに当たり、のり面对策がメインの工事となり、対策工事の範囲は約 1 ヘクタールということとなっております。

議案資料の 6 ページに仮契約書の写しを添付しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

以上の2議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10 報告第3号

日程第10. 報告第3号 令和5年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第3号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第11 報告第4号

日程第11. 報告第4号 令和5年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第4号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第12 報告第5号

日程第12. 報告第5号 令和5年度武雄市給湯事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第5号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第13 報告第6号

日程第13. 報告第6号 令和5年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第6号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 14 報告第 7 号

日程第 14. 報告第 7 号 令和 5 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 7 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでございますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 15 報告第 8 号

日程第 15. 報告第 8 号 令和 5 年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第 8 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 16 報告第 9 号

日程第 16. 報告第 9 号 令和 5 年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第 9 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 17 報告第 10 号

日程第 17. 報告第 10 号 令和 5 年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第 10 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第 18 意見書第 2 号

日程第 18. 意見書第 2 号 破損した太陽光パネルの危険性を国民に周知することを求める意見書（案）を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。7 番朝長議員

〇7 番（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。意見書第 2 号 破損した太陽光パネルの危険性を国民に周知することを求める意見書（案）について、御説明申し上げます。

まずは意見書の内容を読み上げます。

2012 年、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）に基づく固定価格買取制度が創設されて以降、太陽光発電事業者が設置する太陽光発電施設が急激に増加し、広大な山林等のメガソーラーだけでなく、空地、農地、傾斜地、住宅、小中学校の屋上にまで太陽光パネルが設置されるようになった。これに伴い、太陽光発電設備が破損する事故も増えてきている。太陽光パネルは、破損した場合でも、浸水した場合でも、日が当たれば発電を行う可能性があるため、感電したり、火災が起きたりする恐れがある。また火災時の消火については通常より距離をおくなど感電に対する配慮が求められる。さらに、太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が使われている場合があり、土壌や水源に流出した場合は、環境汚染を引き起こす恐れもある。令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震においては、太陽光発電施設や設備が広範囲にわたり多数破損した。石川県穴水町では、斜面に数百平方メートルにわたって敷き詰められていた太陽光パネルが崩落し町道を塞いだ。同県珠洲市ではスーパーの屋根に設置されていた太陽光パネルが建物ごと崩壊し長期にわたりそのまま残されたが、スーパーの経営者は発火の恐れがあることを知らなかった。破損した太陽光パネルの取り扱いについては、経産省や環境省等が、製造業者や事業者向けにガイドライン等を作成しているが、一般国民には、その危険性について十分に周知されているとはいいいがたい。住民に身近な地方自治体のホームページを見ても、周知をしているところは少ない。水害、地震の多い我が国においては、太陽光発電パネルの安全対策について、より一層、国民に周知すべきであり、このことが国民の生命を守ることにつながる。よって、国におかれては、破損した太陽光パネルの感電、火災、有害物質の危険性と対処について、国民に十二分に周知する取組を行われるよう強く要望する。

という内容になっておりますが、武雄市内でも、住宅に隣接した発電施設などが増えてきており、市民の安全安心を守るためには、まずは感電や有害物質などの危険性を多くの皆さんに知っていただくことが非常に重要であると考えて、提案させていただきました。

説明は以上です。

○議長（吉川里己君）

意見書第2号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

9番上田議員

○9番（上田雄一君）〔登壇〕

すみません、提出者の方にちょっとお尋ねをいたしますけど、この意見書の上から6行目、太陽光パネルはというところに、ちょっと私も勉強不足なので教えていただきたいんですけど、太陽光パネルは破損した場合でも、浸水した場合でも、日が当たれば発電を行う可能性がある、可能性というところが記載があります。感電したり、火災が起きたりするおそれがあると。

太陽光パネルには鉛、セレン、カドミウム等の有害物質が使われている場合がある。

さらには、土壌や水源に流出した場合は環境汚染を引き起こすおそれがあるというような形で、全てにおいて、私が読む限り、仮定の話を書いてあるような形に捉えられるんですけど、なぜここを断定されるような文言が使われていないのか、ちょっとそこら辺を教えてくださいなと思います。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

断定した言い方ができないというのは、例えば破損したパネルに日光が当たっているとか当たっていないとか、浸水した場合に配線が水につかっている、つかっていないとか、そのときの状況、状況で必ずしも感電するとは限らない。

でも、感電するおそれがあるのであれば、近づいてはいけないということを多くの人に知っていただく必要があるということです。

危険性というのは、あくまで可能性の問題ですので、全ての場合において感電するとは断言できないということです。

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 11時13分